

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人わかかさ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかかさ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に関する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 支給の対象は、役員等とする。役員等とは、法人定款第5条に規定する評議員並びに、定款第15条に規定する理事・監事をいう。但し、施設長及び施設職員が理事に就任している場合は、その理事は除く。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬等の額は、評議員会で決定する。
- (2) 評議員会や理事会に出席したとき、旅費に見合うものが必要な場合は、相当する額を支給する。
- (3) 評議員会や理事会以外の会議等に出席したとき、旅費その他諸経費に見合うものが必要な場合は、理事長の判断で相当する額を支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月4日より施行する。

役員等の報酬等の支給基準

社会福祉法人わかかさ福祉会

<支給対象者>

評議員（次期含む）、及び、理事・監事（次期含む、施設長及び施設職員の理事以外）

<支給算定方法及び金額>

評議員会や理事会に出席した場合、日当報酬として1人1回につき3,000円

〃 〃 旅費報酬として1人1回につき0円～2,000円

旅費報酬は、自宅から園までのおおよその距離として、1km以内は0円、5km以内は500円、20km以内は1,000円、それ以上は2,000円とする。

<支給方法>

評議員には評議員会にて当日分を、理事・監事には年度末に実施する理事会にて当年度分を現金で支給する。